

社会福祉法人長寿の森
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の森（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

- (1) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。ただしこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員の報酬は定款第22条に定めるとおり評議員会において定める総額の範囲内で、評議員において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- (2) 評議員の報酬は、定款第8条に定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 報酬の支払いは、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、本人の同意を得れば当該会議に出席の都度現金により本人に支給することが出来る。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第5条 役員等が法人業務に携わったときの交通費は、領収書等の支払の証明ができるものをもって支払う。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、その使途を明記した領収書等をもって支払う。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実地に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月27日より適用する。

この規程は、令和元年8月1日より適用する。

この規程は、令和元年11月8日より適用する。

別表

名 称	各年度の総額
理事長	6,000,000円
理事	100,000円
監事	100,000円
評議員	100,000円

報酬等の支給基準

社会福祉法人長寿の森 役員及び評議員の報酬等に関する規程に伴い、下記のとおり報酬等の支給基準を設ける

理事	理事会、法人が依頼した会議	10,000円／1回
監事	理事会、法人が依頼した会議 法人調査、監事監査	10,000円／1回
評議員	評議員会、法人が依頼した会議	5,000円／1回